

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和5年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月28日

吉野川市監査委員 川真田 大 作

吉野川市監査委員 山 添 純 二

令和5年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 鴨島公民館の指定管理業務

株式会社松島組を指定管理者とする令和4年度鴨島公民館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

2 鴨島老人福祉センターの指定管理業務

株式会社松島組を指定管理者とする令和4年度鴨島老人福祉センターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

3 文化研修センターの指定管理業務

特定非営利活動法人吉野川市文化協会を指定管理者とする令和4年度文化研修センターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

4 美郷ほたる館の指定管理業務

特定非営利活動法人美郷宝さがし探検隊を指定管理者とする令和4年度美郷ほたる館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和6年2月2日から令和6年2月9日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施し

た。

監査に当たっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 特定非営利活動法人美郷宝さがし探検隊

美郷ほたる館の管理運営に関する基本協定書では、「管理運営業務の対価として指定管理料を支払う」とされ、管理運営業務の内容は「ほたる館の施設及び設備の維持管理に関する業務等」とされているが、少年スポーツクラブへの寄付金やフラダンスサークル開催イベントのチケット代金に支出するなど管理運営業務に必要な不適切な支出を行っていた。

(2) 生涯学習課

吉野川市財務規則では、「行政財産の使用許可の範囲及び期間並びに行政財産使用許可の手続」を定めているが、美郷ほたる館に設置している自動販売機について、行政財産目的外使用許可の手続を行っていなかった。

第5 結果に基づく意見

1 鴨島公民館及び鴨島老人福祉センターの指定管理について

鴨島公民館と鴨島老人福祉センターは所管課が異なっており、指定管理者業務仕様書と管理運営に関する年度協定書もそれぞれの施設ごとに作成されている。また、各施設及び設備の修繕等に係る費用の負担上限額や市が公表している管理運営評価書の記載方法もそれぞれ異なっている。しかし、これらは、同じ建物内に存在する一体化した施設であり、一括管理することにより効率的な管理運営やサービスの向上等が見込めるものである。現に募集要項や基本協定書は一体化したもので対応しているし、また、鴨島老人福祉センターの管理運営については、これに要する

人件費も計上しておらず、指定管理者が負担すべき修繕費は、指定管理料の約4割に及ぶなど、これら施設の管理運営は実態として一体的に行うことを前提としている。

次回の指定管理者募集の際には、指定管理者業務仕様書や管理運営に関する年度協定書を精査し一つにまとめ、形式的にも令和5年3月策定の「吉野川市指定管理者制度ガイドライン」で定める複数施設等の一括管理が行われるよう努められたい。

2 指定管理業務に係る基本協定書等の遵守について

(1) 小口現金の取り扱い

現金取扱事務については、物品購入後、数か月遅れの支出や利用料金等の数か月遅れの入金が見受けられ、通帳の残高と毎日の収支が一致していないものがある。指定管理者業務仕様書の規定に基づき、小口現金出納帳を備えるなど会計帳簿類及び経理に係る規定を整備し、適正な経理に努められたい。

(2) 備品の取り扱い

基本協定書には、指定管理者に備品台帳の整備や購入・廃棄等に伴う移動について、市への報告を義務付けているが、指定管理者の台帳に記載あるものが、施設所管課の台帳に記載がなかった。管理の在り方等を再点検し、適切に管理されたい。

(3) 管理運營業務の範囲外の業務

基本協定書によれば、指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならないとされている。しかし、承諾に係る決裁文書等が残されておらず文書による承諾がなされていなかった。定期監査の結果に関する意見でも述べているが、事案を処理する際には処理決定の理由や根拠を記した起案文書で決裁を受けることはもちろん、その後の経過をも明らかにする書類を添付した文書を作成し、適切に管理されたい。